

新居浜市市営住宅高額所得者明渡事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新居浜市市営住宅条例（以下「条例」という。）に規定する高額所得者に対する市営住宅の明渡請求事務の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(高額所得者に対する通知)

第 2 条 条例第 3 4 条第 2 項に基づく通知は、高額所得者認定通知書（第 1 号様式）により通知する。

(明渡相談及び指導)

第 3 条 市長は、前条の規定により通知した高額所得者に対して、通知後面談等により、市営住宅の明渡しに関する相談及び指導を行うものとする。

2 前項の市営住宅の明渡しに関する指導においては、明渡しができない特別の事情のある場合を除き、6 月以内に明渡すよう指導するものとする。なお、特別の事情とは、第 4 条各号のいずれかに該当する場合をいう。

(明渡請求)

第 4 条 市長は、第 3 条第 2 項の指導に応じない高額所得者や第 3 条第 2 項の指導において同意した明渡し時期を経過した後も当該市営住宅を明渡さない高額所得者に対して、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合を除き、条例第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、市営住宅明渡請求書（第 2 号様式）を送付し、明渡しを請求するものとする。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他 3 点に準ずる特別の事情があるとき。

(明渡期限)

第 5 条 条例第 3 8 条第 2 項に規定する明渡しの期限は、前条の規定による市営住宅明渡請求書を送付した日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後の日とする。

(明渡期限の延長)

第6条 明渡請求を受けた高額所得者は、第4条各号のいずれかに該当することとなった場合、または転居先の住宅を確保する上でやむをえないと認められる事情がある場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

2 市長は、第4条各号のいずれかに該当し、明渡期限の延長の申出を受けた場合は、内容を審査のうえ、その可否を判定し、結果を本人に通知するものとする。

(明渡請求の取消)

第7条 市長は、入居者又は同居者の死亡等によりその世帯の収入に変動が生じたため明渡基準を超過しなくなったとき、その他これに準ずる特別の事由が生じたときは、明渡請求を取消することができる。

(明渡請求訴訟)

第8条 市長は、明渡請求を受けた者が明渡期限を過ぎても当該市営住宅を明け渡さない場合は、明渡しを求める訴えを提起するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、市営住宅の高額所得者の明渡しに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

様

新居浜市長

高額所得者認定通知書

あなたは、 年 1 0 月 1 日において、市営住宅に引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第 9 条に規定する収入を超え、新居浜市市営住宅条例第 3 4 条第 2 項の規定に基づく高額所得者となっていますので、同条同項の規定により通知します。

認定年度	
------	--

所得額合計	控除額合計	認定月額

この認定に対し意見がある場合は、通知を受け取った日から起算して 6 0 日以内に、市長に対して意見を述べることができます。

高額所得者に対しては、公営住宅の明渡請求を行うことができることとされており(公営住宅法第 2 9 条第 1 項)、また、明渡請求を受けた入居者は明渡請求の期限までに明渡さなければならないとされております(公営住宅法第 2 9 条第 4 項)ので、今後、退去に向けた相談・指導を行わせていただくことをご承知おき願います。

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

新居浜市長

市営住宅明渡請求書

あなたは、 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、市営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、新居浜市市営住宅条例第34条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

ついては、公営住宅法第29条及び新居浜市市営住宅条例第38条第1項の規定に基づき、次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

なお、次の明渡期限までに市営住宅を明渡されない場合には、裁判所へ明渡請求訴訟を提起することとなります。

1 明渡請求対象市営住宅 市営住宅 団地 号

2 明 渡 期 限 年 月 日